

○年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について  
（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会）（抄）

## Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

### 2. 「社会保障カード」（仮称）の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報を保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」（仮称）を導入する。

○「社会保障カード」（仮称）とは、年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たし、年金記録等を自宅のパソコン等からいつでも安全かつ迅速に確認できるものとして、厚生労働省に設置された「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」で、検討が進められている（総務省もオブザーバーとして検討に協力）。

○同検討会では、「住基カードの利用については、既存のICカードや市町村が有するカードの発行基盤を利用することで費用対効果に優れた仕組みとすることが可能」とされている（H20.10.28「これまでの議論の整理」）。

→ 今年度内を目途に、厚生労働省において基本計画を策定することとなっており、総務省としてもその検討に積極的に協力。

# 社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会

## これまでの議論の整理(抜粋) ①

平成20年10月28日

- ◆ 社会保障カード(仮称)は、社会保障全体を通じたIT化の共通基盤となるもの。さしあたり、年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たし、年金記録等の確認を可能にするものとして検討。
- ◆ 現時点で一定の結論が得られたものではないが、これまでの議論を整理したイメージを示し、今後、各方面のご意見を踏まえ、年度内を目途に基本計画を策定。

### 第7章 カードの発行・交付方法等

#### (2) 検討に当たっての仮定

現在の年金手帳、健康保険証、介護保険証は年金・医療・介護の各制度の保険者から発行・交付されているが、これらの保険者は、制度により、国、市町村、健康保険組合等と異なっていることから、1枚でこれらの保険証等の役割を果たす社会保障カード(仮称)の発行・交付方法について検討するに当たり、カードの発行主体、交付主体について以下のような仮定を置いて検討を行った。

なお、これらの検討に当たっての仮定については、地方自治体や関係省庁の了解を得たものではない。

- ① カードの発行主体については、社会保障カード(仮称)が年金手帳、健康保険証、介護保険証といった複数制度にまたがる機能を持つことから、年金制度、医療保険制度における調整に関すること等を行うとされている厚生労働大臣であると仮定。
- ② カードの交付主体については、
  - ・ 住民基本台帳カード・公的個人認証サービスの発行の仕組み、基盤、運用の実績を有していること
  - ・ 国民から見てもっとも身近な行政主体であり、一般的に利便性が高いこと等を踏まえ、市町村と仮定。

### 第8章 関連しうる他の仕組み等の活用のための課題

費用対効果を高めるといった観点からは、社会保障カード(仮称)で必要とするICチップを含む媒体や認証基盤、医療機関等におけるネットワーク基盤等につき、関連しうる他の仕組み等を可能な限り活用することで、社会保障カード(仮称)のためだけに新たな投資を行うことを極力避けることが重要である。

#### (1) 既存のICカード・ICチップを含む媒体の利用

##### ① 住民基本台帳カード

現在市町村から交付されている住民基本台帳カード(住基カード)の利用については、既存のICカードや市町村が有するカードの発行基盤を利用することで費用対効果に優れた仕組みとすることが可能であり、さらに、社会保障カード(仮称)の仕組みで利用する本人識別情報を格納する器として既発行の住基カードを活用できる場合には、新たなカードの発行を不要とすることができると考えられる。

平成20年6月11日にIT戦略本部でとりまとめられた「IT政策ロードマップ」においては、「住民基本台帳カードの普及にあたっては、社会保障カード(仮称)の議論と一体的に検討を進める」とされているところであり、今後更に検討を進めていく必要がある。

その際には、現在の仕組みを前提とすると、

- ・ 市町村をまたがる住所変更の際には住基カードの再発行が必要となること
- ・ 住基カードは希望者に交付することになっていること
- ・ 現在の住基カードは自治事務として市町村長が発行責任者となっていること  
等に留意する必要がある。

※ そのほか媒体として、「②その他のICカード」や「③携帯電話」について検討。